2　競争参加資格
⑴、⑵は、第１号の２⑴、⑵に同じ。
⑶　令和４・５・６年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はC等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷は、第１号の２⑷に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　依田タカ子　電話03―3580―3311　内線5738
Email：takako.yoda@mofa.go.jp
⑵は、第１号の３⑵に同じ。
⑶　入札書の受領期限　令和７年３月３日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　令和７年３月10日午後２時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先　上記３⑴に同じ。なお、問い合わせ方法は原則として電話またはメールによるものとする。
4　その他
⑴、⑵は、第１号の４⑴、⑵に同じ。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②は、第１号の４⑶②に同じ。
⑷、⑸は、第１号の４⑷、⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺、⑻は、第１号の４⑺、⑻に同じ。

5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 1)
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Consumables for office automation equipments, 27 items.
⑷　Delivery period : April 1, 2025 through March 31, 2026
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①, ②The same with Notice above (No. 1) ; ③have Grade A, B or C “sale of product” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
⑺　The same with Notice above (No. 1)
⑻　Time-limit for tender : 12 : 00 noon March 3, 2025.
⑼　Contact point for the notice : YODA Takako, Financial Affairs Division, Minister’s Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 5738

○第６号（№６）
ただし、令和７年度予算成立を条件とする。
1　調達内容
⑴　品目分類番号　57
⑵　購入等件名及び数量　海上外交貨物の発送業務一式
⑶は、第１号の１⑶に同じ。
⑷　履行期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日
⑸は、第１号の１⑸に同じ。
⑹　入札方法　運送に要する諸費用単価に見込数量を乗じた総合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。
2　競争参加資格
⑴、⑵は、第１号の２⑴、⑵に同じ。
⑶　令和４・５・６年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はC等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　入札説明会に参加した者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　佐々木寛太　電話03―3580―3311　内線5062
Email：choutatsu-service-1a@mofa.go.jp
⑵は、第１号の３⑵に同じ。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和７年２月28日午前11時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和７年２月27日午後５時00分までに上記３⑴までメール又は電話にて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　令和７年３月11日午後５時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　令和７年３月18日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房在外公館課購送班　稲田　　愛　電話03―3580―3311　内線9996
4　その他
⑴、⑵は、第１号の４⑴、⑵に同じ。
⑶　入札者に要求される事項
①は、第２号の４⑶①に同じ。
②は、第１号の４⑶②に同じ。
⑷、⑸は、第１号の４⑷、⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。
⑺、⑻は、第１号の４⑺、⑻に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 1)
⑵　Classification of the services to be procured : 57
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Delivery of diplomatic cargo from Ministry of Foreign Affairs to Overseas Establishments of Japan, 1 set
⑷　Fulfillment period : April 1, 2025 through March 31, 2026
⑸　The same with Notice above (No. 1)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①, ②The same with Notice above (No. 1) ; ③have Grade A, B or C “offer of services, etc” in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
⑺　The same with Notice above (No. 1)